

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	(簡水) 上灘地区簡易水道統合整備事業	会計名称	簡易水道特別会計		担当課	水道課	
		予算科目	2 款 1 項 1 目	事業番号	8370	所属長名	野島 康博
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）				担当責任者名	田中 浩二	
法令根拠等	愛媛県水道施設耐震化等促進事業費補助金交付要綱				実施期間	【開始】	平成 22 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造					【終了】	平成 28 年度(予定) ☐ 設定なし
	潤いのある水環境づくり						
総合計画における本事業の役割	水道普及率の向上						
事業の対象	(簡水) 上灘簡易水道統合整備事業		事業の目的	上灘地区の簡易水道事業の統合・整備並びに未給水区域の解消			
事業の内容 (整備内容)	上灘簡易水道施設の整備、同地区における未給水区域の解消		昨年度の課題に対する具体的な改善策	地元説明会の開催、占用協議を早期に行う。			

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）						
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	27年度実績	28年度予定	9月末の実績	28年度実績
財源内訳	直接事業費	326,161	597,500	108,600	0	254,808	451,030	施設整備費	千円	326161	597500	23138	451030
	国庫支出金	90,535	170,000	△ 170,000	0	0	0						
	県支出金		0	123,120	0	28,554	94,566						
	地方債	23,000	355,000	140,800	0	187,300	308,500						
	その他	23,132	72,500	0	0	38,954	47,964						
	一般財源	189,494	0	14,680	0	0	0						
職員の人工（にんく）数		2.65	3.60				3.60						
1人当たりの人件費単価		8,042	8,086				8,086						
※ 直接事業費＋人件費		347,472	626,610				480,140						
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）									
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	5年間の合計		
						254,808					254,808		
成果指標	指標	進捗率（当該年度実施事業費÷当該年度計画事業費×100）				単位	区分年度	27年度	28年度	-年度	目標	28年度	
						%		目標					
	指標設定の考え方	事業に対する進捗率が的確に把握できる。				⇒	実績	71.13	87.05	100			
	指標で表せない効果												

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		地元説明会や占用協議を積極的に行った。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	地区ごとに分けて担当者を決めて工事発注を行った。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	B			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	S	事業の方向性 所属長の課題認識	☐ 事業継続と判断する。 ☒ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 上灘地区簡易水道統合整備事業の施設整備に一定の目途がたったので事業縮小と判断する。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	5						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	5	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A			
			コスト効率	5 4 3 2 1 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		■	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
			整備事業に遅れが出ていることから、早期の統合整備完了に努めること。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営最終者判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	二次判定の内容を踏まえ見直すこと。
	☐	現状のまま継続する。	
	■	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	